

## 給与支払報告書（給与所得の源泉徴収票）の作成にあたって

### 【 注 意 し て く だ さ い ! 】

- (1) 社会保障・税番号制度の導入に伴い、「個人番号」、「法人番号」の項目欄があります。支払対象者の「個人番号」、支払者の「個人番号」または「法人番号」の記入が必要です。
- (2) 扶養親族がいる場合についても、(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族のフリガナ・氏名・個人番号を記入する必要があります。  
なお、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族が5人以上いる方については、5人目以降の氏名は従来通り摘要欄に記入し(記入例「(1)日本 和夫」)、個人番号は扶養親族記入欄右側の、5人目以降の控除対象扶養親族(16歳未満の扶養親族)の個人番号欄に記入してください(記入例「(1)666…」)。その際、記入例のように氏名と個人番号のカッコ書きの数字は、同一人物で対応するようにしてください。また、対象者が16歳未満の扶養親族の方は、氏名の後に「(年少)」と、国外に居住する非居住者の方は、氏名の後に「(非居住者)」と記入し、区分欄に○印を記入してください。
- (3) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名および同一生計配偶者である旨を摘要欄に記入してください(記入例「氏名(同配)」)。
- (4) 「基礎控除の額」欄は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記をしてください。ただし、基礎控除の額が **48万円の場合のみ**転記する必要はありません。
- (5) 所得金額調整控除の適用がある方で、「(源泉・特別)控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族」欄に記入されていない場合は、「(摘要)」欄に氏名を記入し、氏名の後に「(調整)」と付記してください(記入例「氏名(調整)」)。
- (6) 「受給者生年月日」欄には、受給者の生年月日を和暦で記入してください。

### 【 給 与 支 払 報 告 書 記 入 例 】

- ① 令和6年1月1日現在の住所または居所とします。
  - ② 太郎さんの令和5年中に支払の確定した給与等の総額は、7,632,000円とします。したがって、給与所得控除後の金額は、5,768,800円となります。(『令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表』から求めます。)
  - ③ 妻・花子さんの給与所得を235,000円(給与収入785,000円)とします。  
→太郎さんの合計所得金額は900万円以下、かつ妻の合計所得金額が48万円以下のため、配偶者控除(控除額38万円)が適用されます。
  - ④ 父・和夫さんは同居特別障害者で老人扶養親族です(控除額1,330,000円)。長男・一郎さん、次男・二郎さん、長女・一代さんはその他扶養親族です(控除額380,000円×3人)。次女・二代さんは特定扶養親族です(控除金額630,000円)。
  - ⑤ 社会保険料は、280,700円(国民年金の支払額100,200円及び前職分社会保険料35,000円を含む。)、小規模企業共済等掛金は120,000円であり、社会保険料等の金額は400,700円とします。
  - ⑥ 支払った旧契約の一般生命保険料は130,000円、新契約の一般生命保険料は60,000円、介護医療保険料は30,000円とします。したがって、生命保険料控除額は75,000円となります。(一般の生命保険料分50,000円 介護医療保険料分25,000円)
  - ⑦ 支払った地震保険料は30,000円、旧長期損害保険料は19,600円とします。したがって、地震保険料の控除額は、44,800円となります。
  - ⑧ 太郎さんの合計所得金額が2,400万円以下の場合、基礎控除の額は480,000円となります。
- ※『前職分の給与支払額等』については、必ず「(摘要)」欄に記入してください。また、**普通徴収を希望される方は、必ず「(摘要)」欄に普通徴収切替理由の符号(普B普Cなど)を記入するとともに普通徴収切替理由書を提出してください(普通徴収切替理由書の提出がない場合、普通徴収は認められません)。**
- ※ 住宅借入金等特別控除の適用を受けた方については、その適用を受けた家屋の居住の用に供した年月日を記入してください。また、住宅借入金等特別控除額が算出税額を超えて、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、『住宅借入金等特別控除の額の内訳欄』の必要事項を記入してください。

